

消食基第248号
令和7年4月28日

農林水産省消費・安全局
農産安全管理課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

農薬登録失効に係る資料の提供依頼について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく再評価について、農林水産省から適用病害虫の範囲及び使用方法の連絡並びに「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく農薬に係る成分規格の設定のための資料の提供について」（平成16年9月10日付け食安基発第0910001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長通知。以下「基準課長通知」という。）に準じた資料の提供を受けた農薬から、順次、食品衛生法上の取扱いの検討を進めているところです。

他方、これらの資料の提供は、再評価の手続が進められている農薬が対象であるところ、既に農薬登録が失効した等の理由で再評価の手続に入らなかった農薬についても、順次、同法上の取扱いの検討を進めたいと考えております。

つきましては、再評価を受けるべき農薬として告示され、農薬登録が失効した農薬のほか、既に農薬登録が失効している農薬についても、基準課長通知に準じた資料の提供について協力をお願いします。

なお、今後も当面の間、農薬登録が失効した農薬については、定期的な情報提供をお願いします。